

北陸信越地区の貸切バス事業者の皆様へ（大切なお知らせ）


平成29年8月から北陸信越貸切バス適正化センターが適正化事業を開始します！



適正化事業とは、軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故を二度と起こさないよう、道路運送法に基づき貸切バス事業者の皆様からの「負担金」を原資として「巡回指導」等を行い、貸切バス業界全体の安全・安心の徹底を図るものです。

負担金とは？


巡回指導等の貸切バス適正化事業を行うため、皆様から負担金を徴収します。

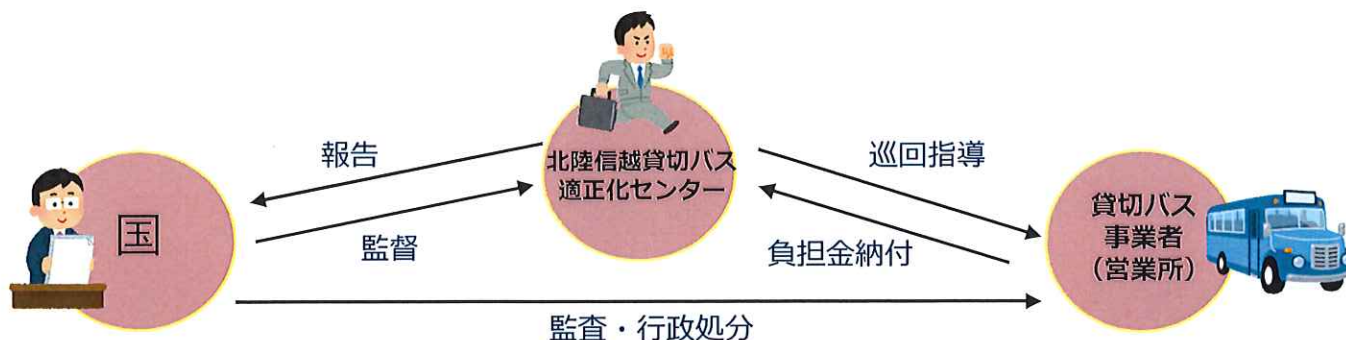
 **負担金の納付は事業者の義務**です。納付されないときは、法令に基づき**事業許可が取り消される**ことがあります。

負担金の額は、
1 営業所あたり 74,920円
1 両あたり 12,840円
となります。

巡回指導とは？

適正化事業指導員が皆様の営業所に出向き、法令遵守状況等を点検し、必要なアドバイス等を行います。

 **巡回指導の拒否や、悪質な法令違反**があった場合、国に通報される他、**行政処分の対象**となる場合があります。



負担金の徴収及び巡回指導の実施にあたり、ご理解・ご協力をお願い致します。



お問い合わせ先

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課 Tel.025-285-9154
(一社)北陸信越貸切バス適正化センター Tel.025-288-6913

負担金の考え方 【平成29年度】

◆負担金の算出方法 (基準日：平成29年6月1日)

$$\begin{array}{l} 1 \text{ 営業所あたり} \quad \text{事業活動費支出額} \times 50\% \div \text{営業所総数} = \text{①} \\ 1 \text{ 車両あたり} \quad \text{事業活動費支出額} \times 50\% \div \text{車両総数} = \text{②} \end{array}$$

$$(\text{①} \times \text{当該事業者の営業所総数}) + (\text{②} \times \text{当該事業者の車両総数}) \\ = \text{当該事業者の負担金の額}$$

※北陸信越貸切バス適正化センター「事業活動費」のうち、50%を営業所で按分、50%を車両数で按分しています。

◆負担金の納付方法

- ・『一括納付』をお願いします。

北陸信越貸切バス適正化センターの指定口座へお振込み願います。

なお、この際の振込手数料は、事業者のご負担となります。

◆負担金の精算

- ・年度途中で事業計画の変更が生じた場合には、負担金の精算を行う場合があります。くわしくは「お問い合わせ先」へお尋ねください。

(例1：負担金の精算を行うケース)

- ・事業を再開した場合は、再開した翌月分から請求します。



- ・事業を休止した場合は、事業休止した翌月分から精算します。



(例2：負担金の精算を行わないケース)

- ・適正化事業区域内（新潟県、長野県、富山県、石川県）で、以下の変更があったとき。
営業所を新設又は廃止したとき（営業区域の拡大・縮小を伴うものを除く。）
営業所における事業用自動車の数の変更



お問い合わせ先

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課 Tel025-285-9154
(一社)北陸信越貸切バス適正化センター Tel025-288-6913